

端末返還に関する確認書

2016.05.19 版

下記事項に同意の上、ご契約をお願いいたします。(□にレ点でチェック)

私は、株式会社ビックカメラ、または株式会社ソフマップ、または株式会社コジマ（以下「貴社」といいます。）に対し、以下の各事項を確認します。

□ 1 (BIC WiMAX SERVICE の契約及び端末売買契約の締結の確認)

- ①私は、本日、株式会社ラネット（以下「ラネット」といいます。）が提供する BIC WiMAX SERVICE の提供を受けるべく、ラネットとの間で、WiMAX2+サービスの料金契約（既に締結されている WiMAX2+サービスの料金契約の一部の変更を内容とする契約を含みます。）の締結を申込みました。
- ②私は、本日、貴社との間で、BIC WiMAX SERVICE の契約と同時に、BIC WiMAX SERVICE の提供を受けるために必要な端末機器の購入に係る契約（端末機器を無償で提供する契約を含みます。以下「端末売買契約」といいます。）の締結を申込みました。

□ 2 (端末売買契約の解除)

私は、BIC WiMAX SERVICE の契約を初期契約解除制度（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 26 条の 3 に規定されている契約の解除に関する制度をいいます。）に基づき、BIC WiMAX SERVICE の契約を解除した場合は、端末売買契約も、無条件で同時に解除します。

□ 3 (対象機器の返還等)

- ①私は、前条の規定により端末売買契約が解除された場合は、当該端末売買契約に基づき貴社が私に引き渡した端末機器（ケーブル、個装箱、取扱説明書及びその他全ての付属品等を含みます。以下「対象機器」といいます。）を原状に復したうえで、貴社または貴社が指定する第三者（以下あわせて「貴社等」といいます。）が指定する期日（以下「返還期日」といいます。）までに、貴社等が指定する場所へ返還します。
- ②①に定める対象機器の返還に要する費用は、私が負担します。
- ③私は、①の返還に際して、私が対象機器以外の私物等を同梱した場合であって、当該私物等が貴社等に到着して 90 日間が経過したときは、当該私物等の所有権を放棄したものとみなすことに同意し、また、貴社が、当該私物等を任意に処分することに同意します。
- ④私は、対象機器について私から支払った代金がある場合は、返金することを希望します。

□ 4 (機器損害金の支払義務)

- ①私は、私が、返還期日を経過してもなお対象機器が返還しない場合は、貴社等が、私に対し、下表に定める機器損害金を請求することができることに同意します。この場合、私は、貴社等が指定する期日（以下「支払期日」といいます。）までに、貴社指定の金融機関口座へ当該請求額を支払います。なお、振込みに要する費用は、私が負担します。

対象機器の種類	機器損害金（税抜）
URoad-Stick	13,500 円
上記以外	20,000 円

- ②私が、①により機器損害金を支払った場合は、当該対象機器の所有権が私に移転することを確認します。

□ 5 (延滞利息)

私は、機器損害金について支払期日を経過してもなお支払いができなかった場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間の貴社が定める日数について年 14.5%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として、貴社が指定する期日までに貴社へ支払うことを異議なく承諾します。

□ 6 (債権の譲渡及び債務の承継)

私は、2 に定める BIC WiMAX SERVICE の契約解除をラネットに申し出た場合、本確認書に定める次の各号に掲げる貴社の債権又は債務（当該債権又は債務に関連する本確認書上のその他の定めによるものも含みます。）について、当該各号に定める取扱いをすることを異議なく承諾します。

- (1) 3 ①に定める対象機器の返還請求権 ラネットに譲渡のうえ、ラネットが行使します。
- (2) 3 ④に定める対象機器代金返還債務 ラネットに承継のうえ、ラネットが負担します。
- (3) 4 ①に定める機器損害金請求権及び
5 に定める延滞利息請求権 ラネットに譲渡のうえ、ラネットが行使します。

□ 7 (合意管轄裁判所)

私は、本確認書に関する紛争については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意します。

日付 20__年__月__日

氏名_____